

職員の起訴等について

令和元年9月26日に収賄の容疑で逮捕されていた都市整備部道路下水道課主任 叶野淳（かのう あつし）が、本日収賄罪で起訴されました。これを受け市は、当該職員を休職処分とし、給与を支給しないこととしましたので、お知らせします。

なお、同日付で、都市整備部道路下水道課から総務部職員課付の人事異動の発令を行いました。

【本件に係る市長コメント】

本市職員が逮捕、起訴されたという事態は、法を守るべき立場にある公務員としてあるまじきことで、市民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことは、誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、今後の裁判の状況を見守りながら、事実関係を確認し、厳正に対処してまいります。

また、現在、全管理職を対象に、事件が発生した原因や再発防止等に関する事情聴取を行っており、その結果等を踏まえて再発防止策の検討を行ってまいります。引き続き、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。